

連載

いのち

ひろば

毎月1回、中旬の水曜日に掲載

今月のひとこと

日本のどこかで様々な災害が起きているのを皆さんも目の当たりにしていると思います。『今ここで災害が起きたらどうするか?』を考えて自分を守る『備え』を今日から始めてみましょう!

地震災害時における

仮設救護所について

～(一社)小田原医師会の取り組み～

小田原医師会災害対策担当理事
医療法人社団 吉邑クリニック 院長 **吉邑 由佳**



よしむら・ゆか 昭和47年小田原市生まれ。県立小田原高等学校、東京女子医科大学卒業後、東京女子医科大学第一外科入局。大分市医師会立アルメイダ病院、横浜新緑総合病院を経て平成22年より医療法人社団吉邑クリニックに勤務。平成29年同病院長に就任。令和5年より小田原医師会災害対策担当理事。日本外科学会認定登録医。日本内視鏡学会専門医。

はじめに

災害と一口に言っても地震、水害、火災は広域で市街地だけでなく沿岸部や山の噴火など様々な種類があります。今山間部など多様な地域を含みます。その回は、地震災害時における小田原医師会の取り組みについて紹介いたします。具体的な対応策の検討を続けています。今回は小田原市内に設置される『仮設救護所』について、特に地震発生時に小田原、箱根町、真鶴町、湯河原町において様々な被害が発生し、多数の負傷者が生じる事が想定されます。当会の活動範囲

仮設救護所の役割

※図「仮設救護所のエリア分け図」参照

大規模災害発生直後は各医療機関や医療従事者自身も被災している可能性が高く、通常の診療体制を整えることは困難です。一方で、発生時には多数の負傷者が発生することが想定されるため、小田原市は災害時の対応として市内を4つのエリアに分けて、あらかじめ指定された小中学校(候補校8校)の中から、被災状況に応じて仮設救護所を設置します。

この仮設救護所には、小田原市の要請を受け小田原医師会をはじめ、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会、神奈川県柔道整復師会小田原支部が活動して対応にあたります。仮設救護所では、原則として軽症者の治療を行います。重症者が発生した場合には応急処置を行い、災害拠点病院などへ速やかに搬送できるように調整します。

(図) 仮設救護所のエリア分け図



小田原医師会とは小田原市や関係機関と連携し、災害発生時にも市民の皆様へ適切な医療を提供できるよう尽力してまいります。今後とも、我々の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

☆次回は11月中旬に「高血圧について～ガイドラインの変更～」を掲載(予定)です。

仮設救護所における

医療提供とトリアージ

仮設救護所では提供される医療は災害時における応急処置が中心であり、平常時のような医療サービスの提供は困難です。災害時には限られた資源を必要とする方へ優先的に配布し、皆で少しずつ節約して使用することが求められます。また、災害時医療で欠かさないのがトリアージの考え方です。トリアージにより治療を行う優先順位を決めて対応します。トリアージ(※表「トリアージのプロトコル」)は、治療や搬送の優先順位を決めることにより限られた医療資源(医療従事者や医薬品など)を活用して、できるだけ多くの傷病者に最善の医療を行うための選別作業です。多数の傷病者が一度に発生して医療機関に殺到すると、必要な医療が必要な患者に提供できなくなる医療崩壊につながる可能性があります。災害時は患者の状態に応じて緊急性を見極め、適切な判断のもとに対応する必要があります。地域住民の皆様には、ご理解とご協力をお願い致します。

地域住民の皆様へお願い

自然災害はいつ起こるか予測できない地震災害と、ある程度の予測が可能な大雨台風による風水害があります。日頃から災害に関する情報を目に向け、発生時の行動を考えておくことが『備え』につながります。今日からでも始められることですので、まずは自分の命を自分で守るための準備をしましょう。

・お薬手帳と、5〜7日程度の薬をすべてに持ち出せるように準備しておきましょう
・お薬手帳は、持病の薬を持ち出せなかったときに、代わりの薬を処方してもらう手掛かりになるだけでなく、医療情報としても有効です。かかりつけの医療機関や薬局、介護保険を利用している場合は担当のケアマネジャーの名前や連絡先などを記載しておいても良いでしょう。

・情報収集の方法を確認しておきましょう
行政が発出する各種警報についての情報を確認できる手段を複数確保しましょう(テレビ、ラジオ、スマートフォンなど)。
・避難所の場所や避難経路を事前に把握しましょう
事前に市町が発行するハザードマップで自宅や避難所だけでなく、避難経路についても確認して下さい。

・ご家族やご近所の方と、災害時の連絡方法について話し合っておくことも大切です。
SNSや災害用伝言ダイヤル(177)など複数の方法が利用できるようにしておくことが良いでしょう。

小田原医師会より住民の方々へ

小田原市休日夜間急患診療所の体制について

小田原市休日夜間急患診療所

休日や夜間に急に発症した方の診療を目的とした一次救急の医療機関です。軽症の患者様を対象としていますので、症状によっては、重症患者様を受け持つ「二次救急病院」へ受診していただくことになります。応急処置を目的としていますので、受診後はかかりつけ医を受診するなど適切な医療を受けてください。

〒256-0816 神奈川県小田原市酒匂2-32-16

☎0465-47-0823 駐車場(第1~4)あり

<https://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/nighttime/>

診療科と受付時間

※12月29日~1月3日の6日間は休日の診療をします。

	平日(夜間) 午後7時~同10時	日曜・祝日(昼間) 午前8時半~同11時半 午後1時~同3時半	土曜・日曜・祝日(夜間) 午後6時~同10時
内科	○	○	○
小児科	○	○	○
耳鼻咽喉科		○	
眼科		当番日のみ	
歯科		日曜・祝日(昼間) 午前9時~同11時半 午後1時~同3時半	

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の方対象

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 13:00~14:00 小児科	4 13:30~14:30 内科 神経内科						1 13:30~14:30 内科 神経内科	
5	6 13:00~14:00 内科 循環器科	7 13:00~14:00 整形外科	8	9 13:30~14:30 内科	10 13:30~14:30 耳鼻科	11 13:30~14:30 精神科	2	3	4 13:00~14:00 内科	5	6	7 13:30~14:30 耳鼻科	
12	13	14 13:00~14:00 内科	15 13:30~14:30 内科	16	17	18	9	10 13:00~14:00 内科 循環器科	11 13:00~14:00 整形外科	12 13:30~14:30 内科	13 13:30~14:30 内科	14 13:30~14:00 小児科	
19	20	21 13:00~14:00 内科	22	23	24 13:15~14:15 皮膚科	25 14:30~15:30 産婦人科	16	17	18 13:30~14:30 精神科	19	20	21 13:30~14:30 内科	
26	27	28 13:30~14:30 内科	29	30	31 13:30~14:30 内科		23	24	25 13:30~14:30 内科	26 14:30~15:30 小児科	27	28 13:15~14:15 皮膚科	
							30					29	

小田原医師会地域医療連携室では、医師による電話相談を行っています。無料です。事前にお電話ください。

〈上記の問合せ先〉
小田原医師会地域医療連携室
☎0465-47-0833

月曜~土曜(日曜、祝・休日、12/29~1/3休み)
午前9時~正午/午後1時~午後5時

医療機関検索は
小田原医師会のサイト
から利用できます



<https://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/>